

京都市告示第 24 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井孝治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
野元 翔平	(独) 国立病院機構 宇多野病院	脳神経内科	肢体	視覚*、聴覚*、平衡、音声・言語、そしゃく、ぼうこう・直腸

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター相談課)